

## 笑顔で学びあう学校であるための いじめ防止対策基本方針

### 1. いじめ防止の基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの又はその行為に気づいていない場合でも行為に気づいた時に心身の苦痛を感じるもの（いじめ防止対策推進法第2条、藤沢市子どもをいじめから守る条例第2条による）

#### (2) いじめの禁止

本校の生徒は相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。また、そのような行為を目にした時は同調せず、いじめだと感じる時は周りの大人に伝える勇気を持ちましょう。

#### (3) 基本的な考え方

本校の教育目標「共に高めあい、学びあう生徒の育成を図る」には、本校に集うすべての人が笑顔で学びあい、それぞれの自己実現に向かって欲しいという願いが込められています。お互いの気持ちを思いあい、多様な個性を認めることができこそ、この目標の達成に向かう事ができます。

そのような中、いじめによって心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を受けることは絶対にあってははいけません。

そこで、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対していじめが行われているのを認識した生徒はそれを放置せず、いじめ問題の解決と防止に向けて協力するように努めています。また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にした教育活動の推進に努めます。

#### (4) 学校及び職員の責務

学校及び教職員はすべての生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指し、いじめの未然防止と早期発見に努めます。いじめが疑われる場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

#### (5) 家庭との連携

生徒に道徳観や規範意識を身に付けさせ他者を思いやる心を育むためには、学校の教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。そこで、学校と家庭が連携していじめの未然防止や解決に取り組みます。いじめを受けた生徒と行った生徒の双方の生徒と保護者を支援し、問題のよりよい解決に努めます。

## (6) 地域との連携

いじめの未然防止では、生徒が様々な価値観を持つ大人と接することで、社会性や規範意識を学んでいくことが重要です。本校では地域の関係団体と連携して、地域社会で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制づくりに努めます。

## (7) 生徒会活動

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒主体的に行ういじめ防止の活動を支援し、生徒とともにいじめ防止に取り組みます。

## 2. いじめ防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- 互いに信頼し合える人間関係をつくるために、豊かな情操と道徳心を培う道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 生徒が主体的に行う集団づくりや関係づくりに資する取組を支援します。
- 地域行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員が研修や職員会議を通して生徒やいじめへの理解を深め、いじめ問題に対応できる資質能力の向上に努めます。
- 生徒を見守り、小さな変化も見逃さないために校務の効率化をはかり、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

### (2) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他者を思いやる心、善悪の判断などの規範意識の道徳性を身に付けるために、学校におけるすべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。また、地域と連携した学習を行う等、多面的な指導の展開を図る取組を進めるように努めます。

### (3) 情報モラル教育の推進

発信した情報が急速に拡散してしまう事、匿名で発信できてしまう事等のインターネットの特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に問題に対処できるように、外部組織と連携して情報モラルの指導を行う等、必要と思われる指導や啓発活動を行います。

### (4) いじめの早期発見のための取組

- 次のようにアンケートや面接を定期的実施します。
  - ①生徒を対象とした学校生活アンケート（年3回）
  - ②教育相談（個人面談）における学級担任による面談

- 生徒がいじめの相談をいつでもできるよう次のような相談体制を整備します。
  - ①学級担任やその他の職員による相談
  - ②スクールカウンセラーによる相談
- 相談や通報のあった事案は、「長後中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- 日頃から生徒とのふれあいを大切にし、生徒の小さな変化にも気づく事ができるように努めます。
- 「藤沢市子ども相談フォーム」や藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター）などの相談手段があることを生徒に周知し、連携して早期発見に努めます。

#### （５）いじめの早期解決のための取組

- いじめの相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認して組織に報告します。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対して学習権に十分配慮したうえで別室学習等の適切な措置を講じます。
- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、人に知らせる勇気を持つように指導します。
- 周りで同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導します。
- いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処します。

### 3. 「長後中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「長後中学校いじめ問題対策委員会」を次のように設置します。

#### （１）構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、学校生徒指導担当、学年生徒指導担当  
教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー  
※必要に応じて、専門知識や経験を有する等の第三者の参加を検討します。

## (2) 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画の作成や実行
- いじめに関する相談、通報への対応と情報収集
- いじめ事案への対応検討、決定、事案の報告

## (3) 会議の開催

週1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。但し、いじめと疑われる相談や通報があった場合には緊急に開催します。

## 4. 重大事態への対応

### (1) 重大事態発生時の報告

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認める場合は直ちに教育委員会に報告します。

### (2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について適切に判断し、当該調査組織により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。学校は調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて支援を行います。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

### (3) いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適切に情報提供及び説明を行います。

## 5. その他

いじめに対する対応を適切に行うために次の2点を学校評価項目におき、本校の取組を評価・検討しその後の取組に生かします。

- いじめ防止の取組に関する事
- 思いやりの心を育てる教育に関する事